

広島県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長専決事項の欄第三十八中「第一号」を「第一号）第九条第四項の規定による承認及び」に改める。

附 則

この人事委員会訓令は、平成二十一年十二月二十五日から施行する。